

野田市教育委員会職員の勤務時間、休日、休暇等に関する
規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 7 日

野田市教育委員会教育長 染 谷 篤

野田市教育委員会規則第 1 号

野田市教育委員会職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

野田市教育委員会職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（昭和 6 0 年野田市教育委員会規則第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条の 5 第 7 項第 2 号中「、条例第 4 条の 2 第 3 項の規定による請求にあつては 3 歳に、同条第 4 項の規定による請求にあつては」を削る。

第 5 条第 1 項ただし書中「1 暦年」を「一の年度」に、「その年」を「その年度」に改め、同項の表中「その年」を「その年度」に、

「

1 月
2 月
3 月
4 月
5 月
6 月

を

4 月
5 月
6 月
7 月
8 月
9 月

に、

」

」

「

7 月
8 月
9 月
1 0 月
1 1 月
1 2 月

を

1 0 月
1 1 月
1 2 月
1 月
2 月
3 月

に改め、同条第 4 項中「年内」

」

」

を「年度内」に、「翌年」を「翌年度」に改める。

第 5 条の 2 第 1 項中「当該年」を「当該年度」に改め、同条第 2 項中「1 暦年」を「一の年度」に改める。

第8条第2項中「1月2日」を「4月2日」に改める。

別表第2第17号及び第21号中「一の年」を「一の年度」に改め、同表第22号中「看護」を「看護等」に、「又は疾病」を「、疾病」に改め、「受けさせること」の次に「又は感染症による学級閉鎖等に伴うその子等の世話」を加え、「一の年」を「一の年度」に改め、同表第23号及び第24号中「一の年」を「一の年度」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を時間外勤務制限開始日とする野田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び野田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（令和7年野田市条例第6号）第1条の規定による改正後の野田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和60年野田市条例第17号）第4条の2第3項の規定による請求（3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）を行おうとする職員は、施行日前においても、同条及びこの規則による改正後の野田市教育委員会職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（以下「新規則」という。）第4条の5の規定の例により、当該請求を行うことができる。

(令和7年度における年次休暇に係る特例措置)

- 3 施行日前から引き続き在職する職員に対する令和7年度における新規則第5条第1項の規定の適用については、同項中「20日」とあるのは、「5日」と読み替えるものとする。
- 4 施行日前から引き続き在職する職員の年次休暇については、新規則第5条第4項の規定にかかわらず、当該職員におけるこの規則による改正前の野田市教育委員会職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則第5条第1項の規定により令和7年に付与された年次休暇（以下「令和7年年次休暇」という。）の日数に同条第4項の規定により令和7年に繰り越された年次休暇（以下「

令和6年年次休暇」という。)の日数を加えて得た日数から令和7年1月1日から同年3月31日までの間に当該職員が使用した年次休暇の日数を減じて得た日数を令和7年度に繰り越すことができる。この場合において、令和6年年次休暇は、令和7年12月31日限り、その効力を失う。

(令和8年度における年次休暇に係る特例措置)

- 5 前項本文の規定の適用を受けた職員の年次休暇については、新規則第5条第4項の規定にかかわらず、当該職員における前項本文の規定により令和7年度に繰り越した年次休暇(令和7年年次休暇に限る。)に附則第3項の規定により読み替えて適用する同条第1項の規定により令和7年度に付与された年次休暇の日数を加えて得た日数から令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に当該職員が使用した年次休暇の日数を減じて得た日数及び前項後段の規定の適用により効力を失った令和6年年次休暇の日数を減じて得た日数を令和8年度に繰り越すことができる。

(補則)

- 6 第2項から前項までに定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。